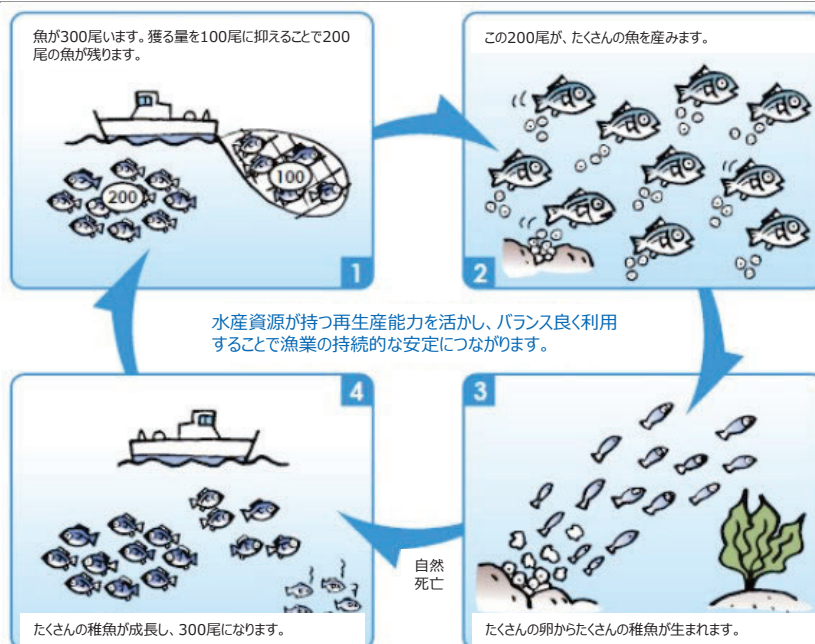


資源管理について

令和6年10月
水産庁

資源管理とは

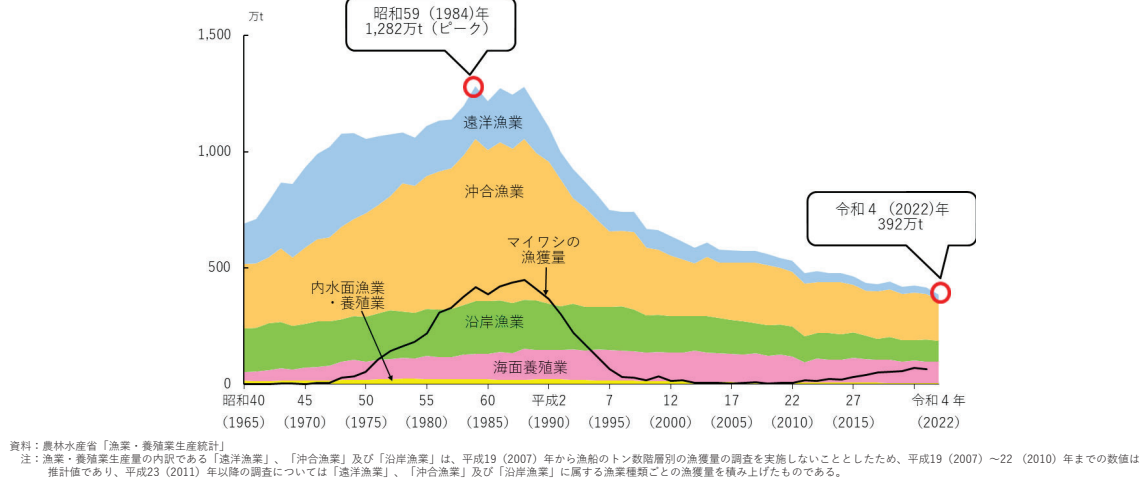
- 水産資源は再生可能であり、持続的な利用が可能な資源です。また、資源量の最大値は、環境の変化に応じて増減します。
- 資源管理とは、水産資源を持続的に利用していくために、漁業活動（採捕の数量）を調整し必要な資源量の水準を確保しながら水産資源の利用を図る取組です。



日本の資源管理制度

- 我が国の漁業生産量は長期的な減少傾向にあり、国民に対して水産物を安定的に供給していくために歯止めをかける必要があります。
- 資源管理に関する従来の公的な規制は、船舶の隻数やトン数、又は漁法や漁期等の制限が主体でした。しかし、技術革新によって漁獲能力が増加したことにより、このような間接的に採捕数量を調整する手法は限界を迎えつつありました。
- こうした状況に対応するため、平成30年、漁業法の下、「最大持続生産量」を達成する水準に水産資源を維持又は回復させることを目標とし、目標達成のための手法は漁獲可能量による管理を基本とする資源管理制度が創設されました。

【漁業・養殖業の生産量の推移】

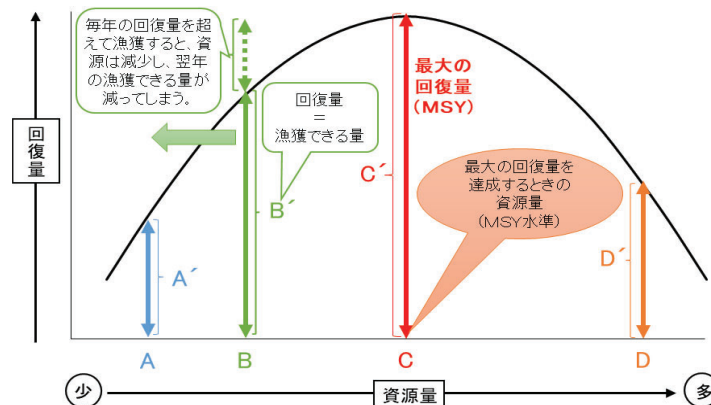


2

参考：最大持続生産量（MSY: Maximum Sustainable Yield）

- 漁業法では、MSYは、「現在及び合理的に予測される将来の自然的条件の下で持続的に採捕することが可能な水産資源の数量の最大値」と定義されています。
- 水産資源は再生可能であり、漁業活動によって減少しても元に戻ろうとする力が働きます。元に戻る量（回復量）と同じ量だけ採捕すれば、資源は持続的に利用することができます。
- 回復量は、資源量の増大に伴い増加しますが、ある程度以上の水準になると生息域や餌の競合等により減少します。
- 資源量を回復量が最大となる水準に維持し、又は回復することで「最大の漁獲（MSY）」を続けることが可能となります※。

【資源量と回復量の関係】



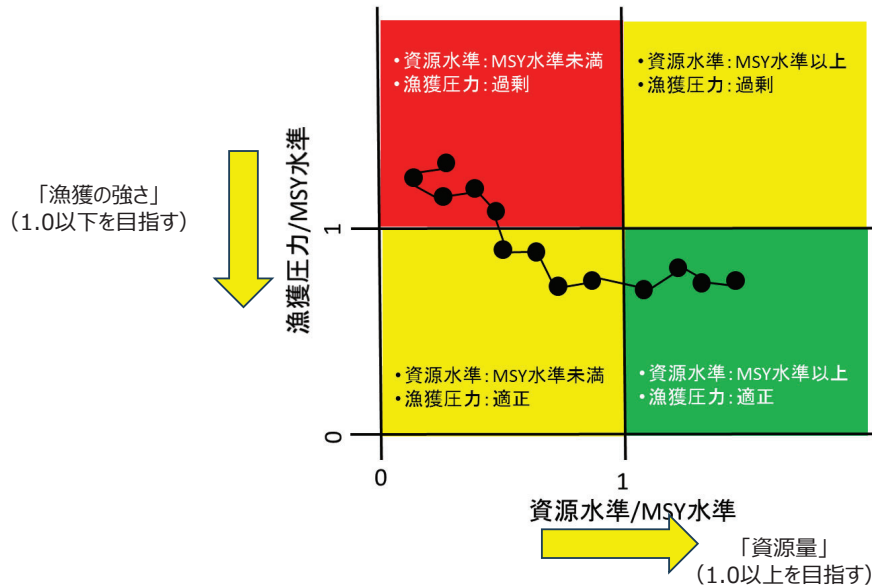
※このほか、資源量が増加することで、①群れの密度が濃くなったり、分布域が拡大したりすることにより漁獲効率が增加する、②資源量や漁獲量に占める大型魚の割合が増加する、といった変化が生じます。

3

資源評価

- 管理の内容を決めるためには、資源評価を行い、対象とする水産資源の状態（「資源量」と「漁獲の強さ」が健全な状態にあるかどうか）とその動向を知っておく必要があります。
- 資源評価は、資源調査の結果に基づき、最新の科学的知見を踏まえて実施されます。
- 情報の質と量が充実するほど、資源評価の精度は向上します。

【資源評価結果のイメージ】



4

TAC管理の推進（TAC資源拡大）

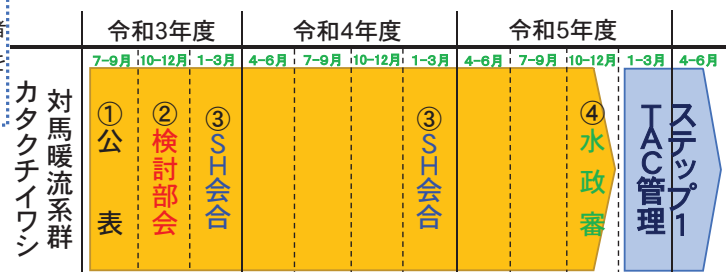
- TAC管理については、令和6年3月に策定した「資源管理の推進のための新たなロードマップ」に従い、令和7年度までに漁獲量ベース（※）で8割の状態を目指しています。
- TAC導入は、資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じて推進し、関係漁業者との丁寧な意見交換を踏まえ、管理の段階的導入（ステップアップ方式）により課題解決を図りながら進めていきます。

（※）遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚類（かつお・まぐろ・かじき類）、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。

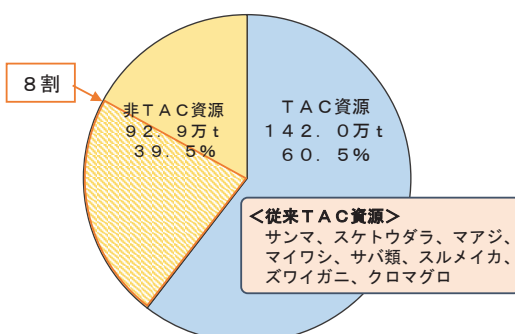
《漁業法等の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議》

漁獲可能量及び漁獲割当割合の設定等に当たっては、漁業者及び漁業者団体の意見を十分かつ丁寧に聴き、現場の実態を十分に反映するものとする。

【参考2：検討のプロセス（カタクチイワシ対馬暖流系群の例）】



【参考1：漁獲量における従来TAC資源の割合】
(H28～H30平均)



※ データ元：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

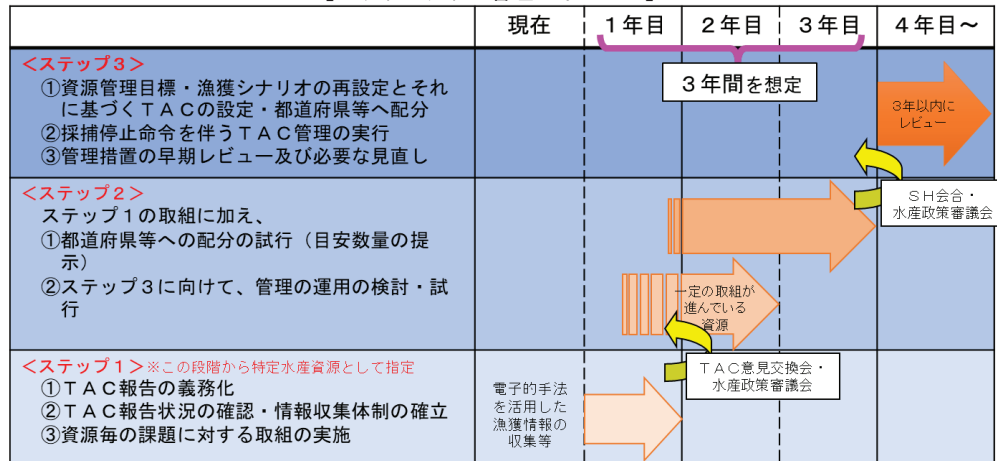
- 検討のプロセスは、「公表」⇒「検討部会」⇒「SH会合」⇒「水政審」という流れが基本。
- ①「公表」…資源評価結果が公表されるタイミング。
- ②「検討部会」…資源管理手法検討部会の開催のタイミング。ここでは論点や意見の整理を実施。
- ③「SH会合」…資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の開催のタイミング。ここでは、検討部会で整理された論点や意見を踏まえて、MSYベースの資源管理目標やそれを達成するための漁獲シナリオの議論を行うとともに、新たにTAC管理を行うにあたっての課題解決について議論。
- ④「水政審」…水産政策審議会資源管理分科会の開催のタイミング。ここでは新規TAC資源を追記した資源管理基本方針案を諮問・答申。

5

TAC管理のステップアップの考え方

- 新たなTAC資源については、通常のTAC管理への移行までのスケジュールを明確にした上で、TAC管理導入当初は柔軟な運用とし、課題解決を図りながら段階的に順次実施する「ステップアップ管理」を導入しています。
- 具体的には3つのステップに分けて、通常のTAC管理移行に向けたプロセスを確実に実施していきます。
- ステップ2までの取組に十分な進展があった場合に、ステップ3へ移行します。このため、ステップ3へ移行する前にはステークホルダー（SH）会合を開催し、ステップ2までにおける取組結果等を基に、資源管理の目標や漁獲シナリオ、配分基準、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の内容等について意見交換を実施します（ステップ1・2で3年間を想定）。

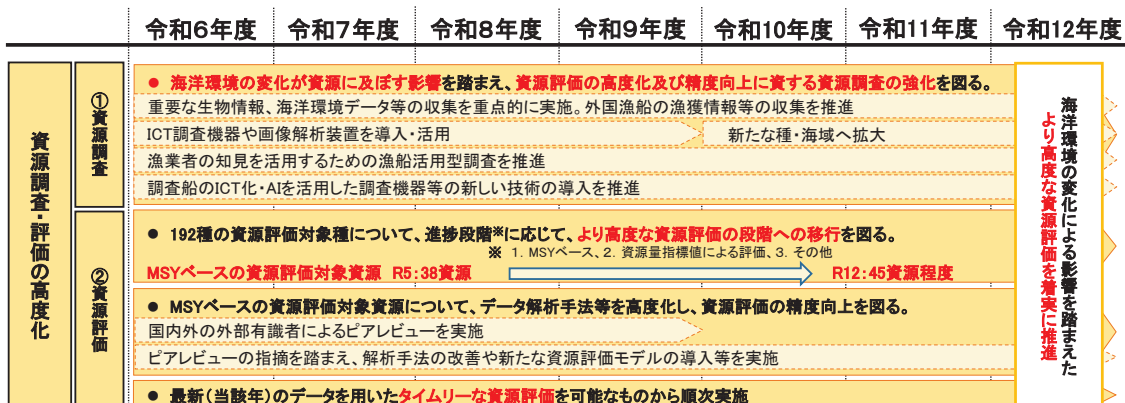
【ステップアップ管理のイメージ】



6

参考：資源管理の推進のための新たなロードマップ（1／3）

- 令和2年9月、水産庁は、令和5年度までの目標と工程を示したロードマップを公表し、漁業法に基づく資源管理を推進してきました。
- その結果、令和5年度末までで以下の成果を得るなど一定の基盤が概ね整いましたが、同時に、解決を要する課題が浮かび上がってきました。
 - ① 資源評価対象種を192種まで拡大
 - ② 500市場以上で産地水揚げ情報の電子収集体制を構築
 - ③ 漁獲量ベースで65%をTAC管理
 - ④ 大臣許可漁業の11漁法・資源でIQ管理を導入
 - ⑤ 全ての資源管理計画を資源管理協定に移行
- これらを踏まえ、令和6年度以降は、課題を解決しながら資源管理の高度化・安定化等を図る新たなフェーズへと移行し、漁業者をはじめとした関係者の理解と協力を得た上で取組を進め、適切な資源管理を通じた水産業の成長産業化を図ることとしました。
また、令和12年度に漁獲量を444万トンまで回復させることを目指すための目標と工程を示した新たなロードマップを令和6年3月に公表しました。



資源管理の推進によって、444万トン
を目標に漁獲量を回復させる。

7

参考：資源管理の推進のための新たなロードマップ^o（2／3）

資源管理の推進によって、444万トンを目指しに漁獲量を回復させる。

令和6年度

令和7年度

令和8年度

令和9年度

令和10年度

令和11年度

令和12年度

資源拡大

TAC管理の運用改善等

資源

MSYベースの資源評価に基づくTAC管理の推進

● 令和7年度までに漁獲量ベース（※1）で8割をTAC管理開始

（※1）適洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚種（かつお・まぐろ・かじき類）、さけ・ます類、貝類、藻類、ウナギ類、海産ほ乳類は除く。）

● 資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じてTAC導入を推進（関係漁業者との丁寧な意見交換を踏まえ、ステップアップ方式により課題解決を図りながら、TAC導入を進める。）

● TAC導入した資源について、各資源の特性や漁業の実態等を踏まえ、TAC管理を円滑に進める上での課題（混獲への対応、突発的な加入や来達の変化等への対応など）について、漁業関係者等とも協力しながら解決を図る

● 枠の管理、融通、配分等に係る運用の改善、複数種管理、混獲回避に係る漁具・漁法等の技術開発、改良普及など

● 課題解決のために得られた運用改善の手法等は、必要に応じ、他のTAC資源への横展開を図る。

● 関係国間や関係するRFMOにおける協議と協力を推進

● TAC導入後、必要に応じて管理目標・漁獲シナリオを見直し

● 管理の実施状況等に関するフォローアップや、成功事例の積み重ねと成果の共有を実施

● 国際的な数量管理が行われている魚種について、国際約束を遵守する観点からも、随時TAC導入を進めるとともに、国内におけるTACその他の資源管理措置の遵守を確保

● クロマグロの漁獲管理強化のための

● 漁業者及び流通業者に対し漁獲情報の伝達・保存等を義務付け

● 制度を整備

MSYベースの資源評価が行われている資源の6割以上について、その資源量をMSY水準以上にする。

IQ管理の推進

● IQ導入後の実施状況等を検証し、移転手続の簡素化など運用面の課題について解決を図る。

● 関係漁業者との調整など、船舶の規模や船型、漁法等の見直しを図るなど、IQの効果的な活用を推進

● 大臣許可漁業におけるIQ管理を拡大するとともに、沿岸漁業においてもIQ的な数量管理が行われているものは、資源管理協定の管理措置に位置づけて実施（資源、地域によって漁業法に基づくIQ管理に移行）

IQ管理の推進と漁業経営の安定化等の実現

資源管理協定の推進

協定を公表

効果の検証及び取組内容の改良等に関するガイドラインを作成

● 効果の検証及び取組内容の改良結果を公表

● 優良事例の共有・横展開を促進

資源管理協定の取組を実践（履行・検証・改良のPDCAサイクルの実施）

履行確認

履行確認

履行確認

履行確認

履行確認

履行確認

（中間時）効果の検証

取組内容を改良

（終了時）効果の検証

取組を実践

取組内容を改良

検証の結果、効果ありと判断された協定の割合 7割 → 8割

実効性のあるより効果的な自主的な資源管理を実現

参考：資源管理の推進のための新たなロードマップ^o（3／3）

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
推進	遊漁の管理の クロマゲ ロ以外	令和3年度から実施している現行措置を強化（報告期限の短縮等）		管理の高度化を推進（届出制の導入等の検討）		管理の運用状況や定着の程度を踏まえつつ、本格的なTACによる数量管理への移行を推進		資源に応じ遊漁と漁業の一貫性のある管理の実現
	資源管理の推進によって、444万トンを目標に漁獲量を回復させる。							
産業の効率化	デジタル推進による 業務の効率化	現場の漁獲報告の負担感を軽減するデジタル化を推進						
	技術（AI等）や方法の検討・開発、制度運用の検討・改善を推進 報告に活用するための現場実装を推進 漁獲情報のワンストップ※に向けたデータ活用や収集体制を検討 ※同じ情報を二度提出させない 漁獲情報等を評価・管理等の多様な目的に利用できる体制の構築を推進	報告の負担軽減やデータ利活用の推進により、評価の精度向上や管理の業務効率化等を実現						
		データ収集・管理を行う水産庁行政システムを高度化						
		TAC管理等に必要な漁船・許可情報の一元管理システムを構築		20都道府県以上で利用		全ての沿海都道府県で利用		
		IT環境の進展に伴う新たな資源評価のためのシステムに移管		資源評価実施機関で利用				